

みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱

制 定 令和 5 年 3 月 30 日 4 環バ第 465 号
最終改正 令和 8 年 4 月 7 日 7 環バ第 393 号
農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

第 1 農山漁村や食料・農林水産業は、自然災害や気候変動に伴う影響、生産者の減少等による生産基盤の脆弱化や農山漁村の地域コミュニティの衰退、国際情勢の不安定化を背景とした燃油や化学肥料をはじめとする生産資材の高騰などの課題に直面している。加えて、SDGs や環境の重要性が国内外で高まっており、持続可能な食料システムの構築は急務である。

このため、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を推進するべく、本要綱を制定し、みどりの食料システム戦略推進交付金（以下「交付金」という。）により、みどりの食料システム戦略の実現に向けた取組を支援するものとする。

(通則)

第 2 交付金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 3 交付金は、みどりの食料システム戦略に基づき、各地域の状況に応じて、環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル的取組の横展開を支援することにより、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を図ることを目的とする。

(事業の内容等)

第 4 本交付金による事業（以下「交付金事業」という。）は次の各号に掲げるものと

し、交付金事業者については、都道府県知事及び第9号に掲げる事業の事業実施主体（以下「基盤確立事業者」という。）とし、交付金事業の内容及び事業実施主体については、次の各号に掲げる事業ごとにそれぞれ別記に定めるとおりする。

- (1) 環境負荷低減活動定着サポート 別記1
- (2) 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 別記2
- (3) 有機転換推進事業 別記3
- (4) グリーンな栽培体系加速化事業 別記4
- (5) グリーンな飼養体系加速化事業 別記5
- (6) 省エネルギー型ハウス転換事業 別記6
- (7) バイオマスの地産地消（推進事業） 別記7-1
- (8) バイオマスの地産地消（整備事業） 別記7-2及び別記12
- (9) みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業） 別記8-1及び別記11
- (10) みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動） 別記8-2及び別記11
- (11) 地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業） 別記9-1
- (12) 地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業） 別記9-2及び別記11
- (13) 農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業 別記10

（事業の実施）

第5 事業実施主体（都道府県及び基盤確立事業者を除く。）は、交付金事業を実施しようとする場合は、第4各号に掲げる各事業の別記に定める事業実施計画書を作成し、都道府県知事へ提出しなければならない。

2 交付金事業者は、交付金事業を実施しようとする場合は、地方農政局長等（交付金事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあつては北海道農政事務局長、交付金事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあつては内閣府沖縄総合事務局長、交付金事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）の求めに応じ、第4各号に掲げる事業ごとにそれぞれ別記に定める事業実施計画書を作成し、提出しなければならない。

また、都道府県知事は前項の規定により提出を受けた事業実施計画書を併せて地方農政局長等に提出しなければならない。

3 交付金事業の採択基準については、次の各号に定めるもののほか、第4各号に掲げる事業ごとにそれぞれ別記に定めるとおりする。

- (1) 事業実施計画の取組が環境負荷の低減に資するものであること。
- (2) 事業実施主体が、当該事業を適切に実施する体制及び能力を有し、役割分担及び責任体制が明確となっていること。
- (3) 事業実施主体が、安定した財務状況により事業運営が可能であり、事業費のうち事業実施主体の自己負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (4) 本事業が、自己資金、他の助成金等により実施中又は既に終了しているものでないこと。

(5) 農業用トラクター（乗用型・歩行型）、乗用型田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）を導入する場合には、安全性検査に合格したものであること。

- 4 事業実施主体は、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知）別記13に定める「農林漁業循環経済先導計画」に位置付けられた取組を実施する場合は、作成した「農林漁業循環経済先導計画」を事業実施計画書に添付するものとする。
- 5 事業実施主体は、過剰な施設の整備等を排除するなど、徹底した事業費の低減に努めるものとする。
- 6 第4第8号から第10号まで及び第12号に掲げる事業を実施する事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、過剰投資とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、それぞれの別記に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

（交付の対象及び交付率）

- 第6 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、交付金事業者が交付金事業を実施するために必要な経費のうち、交付金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。
- 2 交付対象経費の区分は別表に定めるところによるものとし、これに対する交付率は、第4各号に掲げる事業ごとにそれぞれ別記に定めるところによる。

（流用の禁止）

- 第7 別表の区分の欄に掲げる1から3までの事業に係る経費の相互間における流用をしてはならない。

（申請手続）

- 第8 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 交付金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 3 交付金の交付を受けようとする者は、第1項の申請書を提出する場合には、別記12に定めるところにより、「みどりチェック」チェックシートを併せて提出しなければならない。

(交付申請書の提出期限)

第9 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第10 地方農政局長等は、第8第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、交付金事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第8第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(事業の着手)

第11 事業の着手は、原則として、第10第1項の規定による交付決定の通知を受けて行うものとする。

ただし、事業実施地区の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県の適切な指導を受け、別記様式第2号による交付決定前着手届を都道府県知事に提出の上、着手することができるものとする。

なお、事業実施主体が都道府県又は基盤確立事業者の場合は、地方農政局長等の適切な指導を受け、別記様式第2号による交付決定前着手届を地方農政局長等に提出の上、着手することができるものとする。

2 前項ただし書の規定により交付決定前に着手する場合は、交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は、自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

3 都道府県及び地方農政局長等は、第1項ただし書による交付決定前着手について、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を適切に行うことにより、本事業が適正に行われるよう努めるものとする。

(申請の取下げ)

第12 交付金事業者は、第8第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第10第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

第13 交付金事業者（基盤確立事業者に限る。次項及び第3項において同じ。）は、交付金事業の一部を第三者に委託する場合は、地方農政局長等あらかじめ届け出なければならない。

2 交付金事業者は、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場

合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、交付金事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 3 交付金事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第3号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 4 交付金事業者（都道府県及び基盤確立事業者のうち公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年政令第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等に限る。）は、交付金事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

（債権譲渡等の禁止）

- 第14 交付金事業者は、第10第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、地方農政局長等の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

- 第15 交付金事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第4号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第16に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。
- （2）交付金事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第16に規定する軽微な変更を除く。
- （3）交付金事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 交付金事業者は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。
- 3 前2項の規定により地方農政局長等へ変更等承認申請書を提出しようとする場合は、第5第2項で地方農政局長等に提出した事業実施計画書の内容を変更の上、変更等承認申請書の提出に併せて地方農政局長等に提出するものとする。
- 4 地方農政局長等は、第1項及び第2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

- 第16 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

- 第 17 交付金事業者は、交付金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 5 号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって同項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第 18 交付金事業者は、交付金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において、別記様式第 6 号による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月末日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第 7 号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 前項の規定による報告のほか、地方農政局長等は、交付金事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、交付金事業者に対して当該交付金事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

- 第 19 交付金事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 7 号による概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。）に提出しなければならない。
- なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書の規定に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。
- 2 都道府県知事は、概算払により間接交付金事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅延なく間接交付金事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

- 第 20 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 8 号のとおりとし、交付金事業者は、交付金事業が完了したとき（第 15 第 1 項の規定による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 交付金事業者は、交付金事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第9号による年度終了実績報告書を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。
- 3 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした交付金事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした交付金事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第10号による消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。
- 5 交付金事業者は、第1項の実績報告書を提出する際は、別記12に定めるところにより、「みどりチェック」チェックシートを併せて提出しなければならない。

（交付金の額の確定等）

- 第21 地方農政局長等は、第20第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付金事業者に通知するものとする。
- 2 地方農政局長等は、交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

- 第22 交付金事業者は、第21第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付金事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付金事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第20第1項の規定に準じて提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第21第1項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第 21 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第 23 地方農政局長等は、第 15 第 1 項第 3 号の規定による交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 10 第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 交付金事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 交付金事業者が、交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合

(3) 交付金事業者が、交付金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 間接交付金事業者が、間接交付金事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接交付金事業者が、間接交付金を当該間接交付金事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 21 第 3 項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

(財産の管理等)

第 24 交付金事業者は、交付対象経費（交付金事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 25 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 5 号の大臣が定める財産は、1 件当た

りの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のソフトウェアとする。

- 3 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 4 交付金事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第 8 第 1 項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 10 第 1 項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により地方農政局長等の承認を受けたものとみなす。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。
 - (2) 本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 6 第 4 項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(収益納付)

- 第 26 交付金事業者は、第 4 各号に掲げる事業ごとにそれぞれ別記に定めるところにより相当の収益が生じたときは、第 4 各号に掲げる事業ごとにそれぞれ別記に定めるところにより、その旨を報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告があった場合その他交付金事業者と同項の規定により報告すべき相当の収益を生じたものと地方農政局長等が認定したときは、第 4 各号に掲げる事業ごとにそれぞれ別記に定めるところにより、当該収益の一部又は全部を国に納付させることがある。

(交付金の経理)

- 第 27 交付金事業者は、交付金事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付金事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 交付金事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
 - 3 交付金事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 11 号による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前 3 項及び第 28 の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

第 28 交付金事業者（地方公共団体に限る。）は、当該交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 12 号による交付金調書を作成しておかなければならない。

（間接交付金を交付する際に付すべき条件等）

第 29 都道府県知事は、間接交付金事業者（地方公共団体に限る。）に交付金を交付するときは、本要綱第 7、第 13、第 15 から第 18 まで、第 20、第 22 第 1 項、第 23、第 24 及び第 26 から第 28 までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を、間接交付金事業者（地方公共団体を除く。）に交付金を交付するときは、本要綱第 7、第 13、第 15 から第 18 まで、第 20、第 22 第 1 項、第 23、第 24、第 26 及び第 27 の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を、間接交付金事業者が更にその先の間接交付金事業者に交付金を交付するときは、第 7、第 13、第 15 から第 18 まで、第 20、第 21、第 22 第 1 項、第 23、第 24 及び第 26 から第 29 までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

（1）適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。

（2）間接交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、都道府県知事の承認を受けずに、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県知事による間接交付金の交付の決定をもって都道府県知事の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと。（3）前号の規定による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を交付金事業者に納付させることがあること。

2 都道府県知事は、間接交付金事業者が間接交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

3 都道府県知事は、第 1 項第 2 号の規定により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第 1 項第 2 号ただし書の場合にあつては、第 10 第 1 項の規定による交付決定の通知を

もって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長等の承認を受けたものとする。

- 4 都道府県知事は、第1項第3号の規定により間接交付金事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。
- 5 第1項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 6 都道府県知事は、間接交付金事業に関して、間接交付金事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

(事業実施状況の報告)

第30 事業実施主体（都道府県及び基盤確立事業者を除く。）は、第4各号に掲げる事業（第4第3号の事業を除く。）ごとにそれぞれ別記に定めるところにより、事業実施状況報告書を作成し、毎年度8月末までに、都道府県知事に提出するものとする。

なお、本事業の実施年度が目標年度の事業については、当該提出をもって第31第1項の提出に代えることができるものとする。

- 2 都道府県知事は、事業実施主体から前項に規定する事業実施状況報告書の提出があった場合は、成果目標に対する進捗状況等を点検し、事業実施計画に定められた目標年度までに成果目標の達成が見込めないと判断した場合は、当該事業実施主体に対してその進捗が改善されるよう適切な指導を行うものとする。
- 3 都道府県知事（自らが事業実施主体である場合に限る。）及び基盤確立事業者は、第4各号に掲げる事業（第4第3号の事業を除く。）ごとにそれぞれ別記に定める事業実施状況報告書を作成し、都道府県知事にあつては第1項の規定により事業実施主体から報告があった事業実施状況報告書と併せて、毎年度9月末までに、地方農政局長等に提出するものとする。
- 4 地方農政局長等は、前項の規定により報告があった場合は、成果目標に対する進捗状況等を点検し、その結果を踏まえて、必要に応じ、都道府県知事及び基盤確立事業者を指導するものとする。
- 5 地方農政局長等は、前項の指導を行った場合は、当該指導を行った年度の12月末までに第4第1号及び第7号から第12号までに掲げる事業については大臣官房環境バイオマス政策課長に、第4第2号、第4号、第6号、第13号及び第14号に掲げる事業については農産局長に、第4第5号に掲げる事業については畜産局長にそれぞれ報告するものとする。

(事業の評価)

第31 事業実施主体（都道府県及び基盤確立事業者を除く。）は、第4各号に掲げる事業（第4第4号及び第5号の事業を除く。）ごとにそれぞれ別記に定めるところにより、本事業の実施によって得られた成果について評価し、別紙様式第17号による

事業評価報告書を作成し、当該年度の8月末までに、都道府県知事に提出するものとする。

2 都道府県知事は、事業実施主体から前項に規定する事業評価報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認められるときは、当該事業実施主体に対して別紙様式第18号-1により改善計画を提出させ、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、毎年度、改善状況を報告させるものとする。

3 都道府県知事及び基盤確立事業者（自らが事業実施主体である場合に限る。）は、第4各号に掲げる事業（第4第4号及び第5号の事業を除く。）ごとにそれぞれ別記に定めるところにより、本事業の実施によって得られた成果について評価し、別紙様式第17号による事業評価報告書を作成し、都道府県知事にあつては第1項の規定により事業実施主体から報告があつた事業評価報告書と併せて、毎年度9月末までに、地方農政局長等に提出するものとする。

なお、都道府県知事は、前項の規定による改善措置を講じた場合は、別紙様式第18号-2により併せて提出するものとする。

4 本事業の成果に係る評価

(1) 地方農政局長等は、前項の規定により提出があつた場合は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局による検討会を開催し、本事業の成果に係る評価を行うものとする。

(2) 地方農政局長等は、前号の評価の結果を踏まえ、必要に応じ、都道府県知事及び基盤確立事業者を指導するものとする。

(3) 第1号による評価及び前号による指導を行った場合は、当該評価及び当該指導を行った年度の12月末までに第4第1号及び第7号から第12号までに掲げる事業については大臣官房環境バイオマス政策課長に、第4第2号、第3号、第6号、第13号及び第14号に掲げる事業については農産局長に、第4第5号に掲げる事業については畜産局長に別紙様式第19号によりそれぞれ報告するものとする。

(指導等)

第32 地方農政局長等は、本事業の適正な執行を確保するため、交付金事業者に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(災害時の被害の最小化)

第33 事業実施主体及び事業に参加する農業者等は、「自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について」（令和5年3月31日付け4地第318号・4農産第5309号・4畜産第2826号・4経営第3175号農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官、農産局長、畜産局長及び経営局長連名通知）を踏まえ、ハザードマップの確認等により、事業実施地域の災害リスクを十分に認識するとともに、災害への備えに万全を期することで、災害時の被害の最小化が図られるよう努めるものとする。

(自社製品の調達又は関連会社からの調達がある場合の利益等排除)

第34 事業実施主体は、交付金事業の実施において、事業実施主体の自社製品の調達又は関連会社からの調達分（他の会社を経由する場合、いわゆる下請会社からの調達分も含む。）がある場合、第4第各号に掲げる事業ごとにそれぞれ別記に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める方法により、利益等相当分の排除を行うものとする。

なお、事業実施主体は、製造原価、販売費及び一般管理費について、それらが当該調達品に対する経費であることを証明するものとし、その根拠となる資料は整備保管し、地方農政局長等（都道府県以外の事業実施主体（基盤確立事業者を除く。）については、都道府県知事）の求めに応じ、提出するものとする。

(1) 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付対象額とし、これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格から利益相当額を排除する。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付対象額とし、これによりがたい場合は、調先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除をする。

(知的財産権の取扱い)

第35 本事業を実施することにより発生した特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成権及び商標権（以下「知的財産権」という。）は、第4第各号に掲げる事業ごとにそれぞれ別記に定めるもののほか、次の各号を遵守することを条件に、事業実施主体等に帰属するものとする。

(1) 事業実施主体は、交付金事業により得た成果に関して、知的財産権の権利の出願又は取得を行った場合には、遅滞なく地方農政局長等に報告すること。

(2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにし、当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。

(3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。

(4) 本事業実施期間中及び本事業終了後5年の間、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に

譲渡し、又は利用を許諾する場合は、事前に地方農政局長等に協議してその承諾を得ること。なお、事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議及び調整を行うこと。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月30日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱（令和4年4月1日付け3環バ第341号農林水産事務次官依命通知）及びみどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱（令和4年4月1日付け3環バ第340号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 前項による廃止前のみどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱及びみどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月28日5環バ第460号）

- 1 この通知は、令和6年3月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月31日6環バ311号）

- 1 この通知は、令和7年3月31日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱（以下「旧要綱」という。）に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。
- 3 旧要綱第4第2号に掲げる事業において有機農業実施計画を策定した又は複数年度実施計画として事業を実施している場合は、この通知による改正後の本要綱（以下「新要綱」という。）第4第2号に掲げる事業において、これらの計画に基づき新要綱別記2の第1の1（2）又は（3）の取組を実施できるものとする。
- 4 旧要綱第4第4号に掲げる事業において複数年度実施計画として事業を実施している場合は、新要綱第4第4号に掲げる事業において、2年目以降の取組を実施できるものとする。ただし、この場合は、新要綱別記4の第3及び第5の規定については、なお従前の例によるものとする。
- 5 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱の一部改正について（令和6年12月17日6環バ第265号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前のみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知）（以下「令和5年度補正要綱」という。）第4第1号に掲げる事業において有機農業実施計画を策定した又は複数年度実施計画として事業を実施している場合は、新要綱第4第2号に掲げる事業において、これらの計画に基づき新要綱別記2の第1の1（2）又は（3）の取組を実施できるものとする。

- 6 令和5年度補正要綱第4第3号に掲げる事業において複数年度実施計画として事業を実施している場合は、新要綱第4第4号に掲げる事業において、2年目以降の取組を実施できるものとする。ただし、この場合は、新要綱別記4の第3及び第5の規定については、令和5年度補正要綱別記4の第3及び第5の規定を適用するものとする。
- 7 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱の一部改正について（令和5年12月4日5環バ第284号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前のみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱第4第7号、令和5年度補正要綱第4第7号及び旧要綱第4第9号に掲げる事業を実施した場合は、新要綱別記8-1の第1の2のただし書に規定する回数には含まないものとする。

附 則（令和8年4月7日7環バ第393号）

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。
- 3 みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和7年3月31日6環バ第311号農林水産事務次官依命通知）別記2第1第1項第2号、第3号及び第4号並びにみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和7年3月31日6環バ第313号農林水産省事務次官依命通知）別記2第1第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業において1年目の取組として事業を実施している場合は、本要綱別記2第1各項に掲げるそれぞれの事業において2年目の取組を実施できるものとする。
- 4 みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和7年3月31日6環バ第311号農林水産事務次官依命通知）別記2第1第3号及びみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和7年3月31日6環バ第313号農林水産省事務次官依命通知）別記2第1第3号に掲げる事業において2年目の取組として事業を実施している場合は、本要綱別記2第1第3項に掲げる事業において3年目の取組を実施できるものとする。
- 5 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和5年12月4日5環バ第284号農林水産省事務次官依命通知）（以下「令和5年度補正要綱」という。）第4第3号に掲げる事業において3年間の事業実施計画として事業を実施している場合は、本要綱第4第4号に掲げる事業において3年目の取組を実施できるものとする。ただし、この場合は、本要綱別記4の第4及び第5の規定については、令和5年度補正要綱別記3の第3及び第5の規定を適用するものとする。
- 6 みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和6年3月28日5環バ第405号農林水産事務次官依命通知）（以下「令和6年度当初要綱」という。）第4第4号に掲げる事業において3年間の事業実施計画として事業を実施している場合は、本要綱第4第4号に掲げる事業において3年目の取組を実施できるものとする。ただし、この場合は、本要綱別記4の第4及び第5の規定については、令和6年度当初要綱別記4の第3第1項及び第5第1項の規定を適用するものとする。
- 7 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金実施要綱（令和3年12月27日3環バ第144号農林水産事務次官依命通知）第3の第2号、みどりの食料システム戦略推進交付

金実施要綱（令和4年4月1日3環バ第340号農林水産事務次官依命通知）第3第3号、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日4環バ第245号農林水産事務次官依命通知）第4第3号、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和5年3月30日4環バ第465号農林水産事務次官依命通知）第4第3号に掲げる事業においては、既に事業を終了した事業実施地区についても、本要綱別記4の第8第4項の規定を適用するものとする。

- 8 みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱の一部改正について（令和7年3月31日6環バ第311号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた当該規定による改正前の本要綱第4第9項、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱の一部改正について（令和5年12月4日5環バ第284号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた当該規定による改正前のみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日4環バ第245号）第4第7号及びみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱の一部改正について（令和6年12月17日6環バ第265号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた当該規定による改正前のみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和5年12月4日5環バ第284号）第4第7号に掲げる事業を実施した場合は、この通知による改正後の本要綱別記8-1の第3第3項のただし書に規定する回数には含まないものとする。

別表（第6、第7、第16関係）

区分	経費	重要な変更	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 みどりの食料システム戦略推進交付金(推進事業)	1 環境負荷低減定着サポート 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア みどりトータルサポートチームの体制整備 イ 環境負荷低減による先進的な産地構築の推進	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における30%を超える増減	1 事業実施主体の変更 2 事業費の30%を超える増 3 事業費又は交付金の30%を超える減
	2 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 有機農業実施計画の策定 イ 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 ウ 飛躍的な拡大産地の創出 エ 有機農業の拡大加速化の推進	経費の欄に掲げるアからエまでの経費の相互間における30%を超える増減	
	3 有機転換推進事業 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 転換支援事業 イ 転換支援円滑化事業		
	4 バイオマスの地産地消（推進事業） 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 事業化の推進 イ 効果促進対策 ウ バイオ液肥散布車等の導入 エ メタン発酵バイオ液肥等の利用促進	経費の欄に掲げるアからエまでの経費の相互間における30%を超える増減	
	5 みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業） 本要綱に基づき行う事業に	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間にお	

	<p>係る次の経費</p> <p>ア 原材料等調達安定・強化</p> <p>イ 基盤確立事業実施計画における効果の検証・改良</p> <p>ウ 事業成果の情報発信</p>	<p>ける 30%を超える増減</p>	
	<p>6 みどりの事業活動を支える体制整備(環境負荷低減事業活動)</p> <p>本要綱に基づき行う事業に係る環境負荷低減に必要な機械の導入の経費</p>		
<p>2 みどりの食料システム戦略推進交付金(科学技術振興事業)</p>	<p>1 グリーンな栽培体系加速化事業</p> <p>本要綱に基づき行う事業に係る次の経費</p> <p>ア グリーンな栽培体系の検討</p> <p>イ グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入等</p> <p>ウ 消費者理解の醸成</p>	<p>経費の欄に掲げるア及びウとイの経費の相互間における 30%を超える増減</p>	<p>1 事業実施主体の変更</p> <p>2 事業費の 30%を超える増</p> <p>3 事業費又は交付金の 30%を超える減</p>
	<p>2 グリーンな飼養体系加速化事業</p> <p>本要綱に基づき行う事業に係る畜産における温室効果ガスの削減の取組に必要な経費</p>		
	<p>3 省エネルギー型ハウス転換事業</p> <p>本要綱に基づき行う事業に係る次の経費</p> <p>ア 地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成</p> <p>イ 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた取組</p>	<p>経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における 30%を超える増減</p>	
	<p>4 地域循環型エネルギーシステム構築(科学技術振興事業)</p> <p>本要綱に基づき行う事業に係る次の経費</p> <p>ア 農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり(計画策</p>	<p>経費の欄に掲げるアの①から③ま</p>	

	<p>定、体制整備等)</p> <p>① 推進会議の開催</p> <p>② 課題解決に向けた調査・地域人材育成・栽培実証等</p> <p>③ 営農型太陽光発電設備の導入</p> <p>イ 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援</p> <p>① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証</p> <p>② 未利用資源の混合利用促進</p> <p>ウ 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援</p> <p>① 推進会議の開催</p> <p>② 課題解決に向けた調査等</p> <p>③ 次世代型太陽電池の導入</p>	<p>での経費の相互間における 30%を超える増減</p> <p>経費の欄に掲げるイの①及び②の経費の相互間における 30%を超える増減</p> <p>経費の欄に掲げるウの①から③までの経費の相互間における 30%を超える増減</p>	
	<p>5 農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業</p> <p>本要綱に基づき行う事業に係る次の経費</p> <p>ア 推進会議の開催</p> <p>イ 課題解決に向けた実証等</p>	<p>経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における 30%を超える増減</p>	
3 みどりの食料システム戦略推進交付金(整備事業)	<p>1 バイオマスの地産地消（整備事業）</p> <p>本要綱に基づき行う事業に係る次の経費</p> <p>ア 建設工事費</p> <p>イ 製造請負工事費</p> <p>ウ 機械器具費</p>	<p>経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における 30%を超える増減</p>	<p>1 事業実施場所の変更</p> <p>2 事業実施主体の変更</p> <p>3 事業費の 30%を超える増</p>
	<p>2 みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）</p> <p>本要綱に基づき行う事業に係る次の経費</p> <p>ア 工事費</p> <p>イ 機械器具費</p>	<p>経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における 30%を超える増減</p>	<p>4 事業費又は交付金の 30%を超える減</p>

	ウ 工事に必要な実施設計費 及び測量試験費	
	3 みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動） 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 工事費 イ 機械器具費 ウ 工事に必要な実施設計費 及び測量試験費	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における 30%を超える増減
	4 地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業） 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 建設工事費 イ 製造請負工事費 ウ 機械器具費	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における 30%を超える増減

(注) みどりの食料システム戦略推進交付金の交付の対象となる農業用機械・施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

(別記)

- ・別記1 環境負荷低減活動定着サポート
- ・別記2 有機農業拠点創出・拡大加速化事業
- ・別記3 有機転換推進事業
- ・別記4 グリーンな栽培体系加速化事業
- ・別記5 グリーンな飼養体系加速化事業
- ・別記6 省エネルギー型ハウス転換事業
- ・別記7-1 バイオマスの地産地消（推進事業）
- ・別記7-2 バイオマスの地産地消（整備事業）
- ・別記8-1 みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）
- ・別記8-2 みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）
- ・別記9-1 地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）
- ・別記9-2 地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業）
- ・別記10 農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業
- ・別記11 みどりの食料システム戦略推進交付金の整備事業に関する交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱い
- ・別記12 環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）

(別記様式)

- ・別記様式第1号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金交付申請書
- ・別記様式第1号 交付申請書様式A
- ・別記様式第1号 交付申請書様式B
- ・別記様式第1号 交付申請書様式C
- ・別記様式第1号 交付申請書様式D
- ・別記様式第2号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金交付決定前着手届
- ・別記様式第3号 契約に係る指名停止等に関する申立書
- ・別記様式第4号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金変更等承認申請書
- ・別記様式第5号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金遅延届出書
- ・別記様式第6号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金事業遂行状況報告書
- ・別記様式第7号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金概算払請求書
- ・別記様式第8号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金実績報告書
- ・別記様式第8号 実績報告書様式A
- ・別記様式第8号 実績報告書様式B
- ・別記様式第8号 実績報告書様式C
- ・別記様式第8号 実績報告書様式D
- ・別記様式第9号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金年度終了実績報告書

- ・別記様式第 10 号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金消費税仕入控除税額報告書
- ・別記様式第 11 号 財産管理台帳
- ・別記様式第 12 号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金調書

(別紙様式)

- ・別紙様式第 1 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（環境負荷低減活動定着サポート）事業実施計画書（別記 1）
- ・別紙様式第 2 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（有機農業拠点創出・拡大加速化事業）事業実施計画書（別記 2）
- ・別紙様式第 3 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（有機転換推進事業）事業実施計画書（別記 3）
- ・別紙様式第 4 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（グリーンな栽培体系加速化事業）事業実施計画書（別記 4）
- ・別紙様式第 5 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（グリーンな飼養体系加速化事業）事業実施計画書（別記 5）
- ・別紙様式第 6 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（省エネルギー型ハウス転換事業）事業実施計画書（別記 6）
- ・別紙様式第 7 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（バイオマスの地産地消（推進事業））事業実施計画書（別記 7－1）
- ・別紙様式第 8 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（バイオマスの地産地消（整備事業））事業実施計画書（別記 7－2）
- ・別紙様式第 9 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業））事業実施計画書（別記 8－1）
- ・別紙様式第 10 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動））事業実施計画書（別記 8－2）
- ・別紙様式第 11 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業））事業実施計画書（別記 9－1）
- ・別紙様式第 12 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業））事業実施計画書（別記 9－2）
- ・別紙様式第 13 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業）事業実施計画書（別記 10）
- ・別紙様式第 14 号 みどりの食料システム戦略推進交付金「みどりチェック」チェックシート（共通）
- ・別紙様式第 15 号 みどりの食料システム戦略推進交付金の特認団体認定申請書（別記 7－1、別記 7－2、別記 9－1、別記 9－2）
- ・別紙様式第 16 号 みどりの食料システム戦略推進交付金における特認団体に係る認定協議（別記 7－1、別記 7－2、別記 9－1、別記 9－2）

- ・別紙様式第 17 号 みどりの食料システム戦略推進交付金の事業実施状況報告及び評価報告（共通）
- ・別紙様式第 18 号-1 みどりの食料システム戦略推進交付金における改善計画について（共通）
- ・別紙様式第 18 号-2 みどりの食料システム戦略推進交付金の評価結果に係る改善措置について（共通）
- ・別紙様式第 19 号 みどりの食料システム戦略推進交付金の事業評価に係る報告書（共通）
- ・別紙様式第 20 号 みどりの食料システム戦略推進交付金に関する交付金支払確認書（共通）
- ・別紙様式第 21 号 みどりの食料システム戦略推進交付金のバイオマスの地産地消（整備事業）に関する費用対効果分析（投資効率）（別記 7-2）
- ・別紙様式第 22 号 みどりの食料システム戦略推進交付金のみどりの事業活動を支える体制整備（整備事業）に関する費用対効果分析（投資効率）（別記 8-1 及び 8-2）
- ・別紙様式第 23 号 みどりの食料システム戦略推進交付金の地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業）に関する費用対効果分析（投資効率）（別記 9-2）
- ・別紙様式第 24 号 みどりの食料システム戦略推進交付金の整備事業に関する入札結果報告・着手届（別記 11）
- ・別紙様式第 25 号 みどりの食料システム戦略推進交付金の整備事業に関するしゅん功届（別記 11）
- ・別紙様式第 26 号 みどりの食料システム戦略推進交付金の整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届（別記 11）
- ・別紙様式第 27 号 みどりの食料システム戦略推進交付金収益状況報告書（別記 9-1、9-2）
- ・別紙様式第 28 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（バイオマスの地産地消（推進事業）に関する整備状況報告書（別記 7-1）
- ・別紙様式第 29 号-1 有機転換推進事業交付申請書（別記 3）
- ・別紙様式第 29 号-2 有機転換推進事業交付申請書（有機栽培管理シート）（別記 3）
- ・別紙様式第 29 号-3 有機転換推進事業交付申請書（有機転換チェックシート）（別記 3）
- ・別紙様式第 30 号 自家加工販売（直売所等での販売）計画書（別記 3）